福井県PTA連合会会則

第 1 章 総 則

- 第 1条 本会は福井県PTA連合会と称し、事務局を福井市下六条町 14-1 福井県生活学習館 2 Fに置く。
- 第 2条 本会の目的は次のとおりとする。

本会は児童・生徒の幸福のために、保護者と教師が協力して、健全なPTA活動を推進するため、県内PTAの相互の密接な連絡協議を目的とし、厳正中立と自主性を堅持する。

- 第 3条 本会の目的達成のため次の事業を行う。
 - 1. 各単位PTA及び郡市連合会並びに各ブロックの緊密な連携をはかり、その活動伸展 をたすける事業
 - 2. 家庭及び社会教育の振興に関する事業
 - 3. 児童・生徒の福祉に関する事業
 - 4. 学校教育の振興に関する事業
 - 5. その他教育振興に必要な事業

第 2 章 会 員

第 4条 本会は、本会の趣旨に賛同する単位PTAによって構成する。

入退会については別に定める。(入退会規定)

- 2. 本会は、その目的を同じくする関係組織(公益社団法人日本PTA全国協議会及び東海 北陸ブロックPTA協議会)へ加入する。
- 第 5条 本会の会員は平等の義務と権利を有する。

第 3 章 役 員

第 6条 本会は次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 8名以上若干名

常任理事 若干名 理 事 20 名以上 50 名未満 監事 2 名

参 与 若干名 顧 問 若干名

- 第 7条 役員は別に定める役員選出規定により選出する。
- 第 8条 役員の任務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

- 3. 常任理事は会長を補佐し理事会の委任を受けて会務を処理する。
- 4. 理事は理事会を構成し、本会の会務に関する重要事項を審議決定する。
- 5. 監事は本会の会計を監査する。
- 6. 参与は常任理事会及び理事会に参画し、その会務を補佐するとともに、その要請に応じ、単位PTAおよび郡市PTA連等の研修活動の助言にあたる。
- 7. 顧問は本会の運営に関し、会長の諮問に応ずる。
- 第 9条 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。欠員の補充者の場合は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 1郡市連合会あたり理事は1名以上とし、参加単位PTA会員数に応じて決定する。
 - 2. 女性理事の選出・参加を促す。

第 4 章 会 議

- 第11条 本会の会議は次のとおりとする。
 - 1. 総会
 - 2. 理事会
 - 3. 常任理事会
- 第12条 総会は本会の最高決議機関である。
- 第13条 総会は構成員の3分の1以上の出席によって成立する。
- 第 14 条 総会は年 1 回、5 月末日までに開催するほか、必要に応じ理事会の承認を得て臨時総会 を開催することができる。

代議員10分の1以上の要求があった場合、会長の名において、総会を開催しなければ ならない。

- 第 15 条 総会は理事および単位 P T A の代表者をもって構成する。総会に出席する代表者は各単位 P T A より 1 名とする。但し欠席の場合は委任状をもって出席とする。
- 第 16 条 会議は会長が召集してその議長となる。但し総会の議長は単位 P T A の代表者より選出する。
- 第 17 条 会議の招集は会議より7日以前に会議の目的事項、日時、場所を記載した書面をもって これを召集する。但し緊急を要する場合は、この期間を短縮し、便宜な方法で召集することができる。
- 第 18 条 1. 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、総会提出議題以外は総会に代わり理事会で決することができる。
 - 2. 理事会は会長、副会長、各委員長および理事をもって構成し、3分の1以上の出席を

もって成立する。

- 3. 理事会は会長が必要と認めたとき、また構成員の3分の1以上の請求があった時、これを開催する。
- 4. 理事会は役員に欠員が生じたときは、別に定める役員選出規定にかかわらずこれを補充 することができる。
- 第19条 常任理事会は本会の決議に基づく執行機関であり、会長、副会長、各委員長をもって構成し、会長が必要と認めたときこれを召集する。
- 第20条 会議の決議を要する事項は総会、理事会、常任理事会において出席した構成員の議決権 の過半数をもってこれを決する。但し、可否同数なるときは裁定を議長に一任するものと する。尚、会則の改廃報告は総会において出席した構成員の議決権の3分の2以上をもっ て決する。
- 第21条 総会においては、次に掲げる事項を決議するほか、各郡市連合会より提出事項の研究討議をする。
 - 1. 前年度の事業・決算報告および承認
 - 2. 本年度の事業計画および予算の承認
 - 3. 会則の改廃
 - 4. 役員の報告承認
 - 5. その他の重要事項

第5章委員会

- 第22条 本会に次の委員会を置く。
 - 1. 総務委員会
 - 2. 生涯学習委員会
 - 3. 広報委員会
- 第23条 1. 委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 2. 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3. 委員会の委員長はブロック長の推薦による。
 - 4. 各委員会は副委員長2名を互選する。
- 第24条 本会は、この活動に特別の必要があるときは特別委員会を置くことができる。
- 第25条 特別委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。特別委員会の構成など必要事項は理事会で定める。
- 第26条 委員会はそれぞれの所掌事項について調査研究するほか、この会の主催する各種委員会

の立案および実施に協力する。

第27条 委員会は委員長が必要と認めたとき、召集する。

第6章事務局

第28条 本会は事務を処理するため事務局に事務局長並びに事務職員若干名を置く。

第 7 章 会 計

- 第29条 本会の事業年度は1年とし、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終了する。
- 第30条 本会の経費は各単位PTAの負担金および本会の活動によって生じた収入および寄付金 をもって支弁する。
- 第31条 監事は本会の会計を監査し毎年総会において、その監査結果を報告しなければならない。
- 第 32 条 各単位 P T A の負担金は毎年 5 月 1 日現在の児童・生徒数を基準として算定し、その金額の決定は総会の決議を得なければならない。
- 第 33 条 各単位PTAの負担金は各郡市連合会事務局ごとに一括し、7月31日までに本会事務 局へ納入するものとする。

附則

- 第34条 本会の運営に関し、別に規定を定めることができる。
- 第35条 規定の改廃は理事会の3分の2以上の同意をもって行なうことができる。
- 第36条 本会則は、昭和27年6月16日より施行する。

昭和 28 年 7 月 18 日一部改正 昭和 29 年 5 月 29 日一部改正 昭和 32 年 6 月 8 日一部改正 昭和 39 年 5 月 24 日一部改正 昭和 42 年 5 月 13 日一部改正 昭和 46 年 5 月 8 日一部改正 昭和 47 年 5 月 16 日一部改正 昭和 48 年 5 月 19 日一部改正 昭和 49 年 5 月 18 日一部改正 昭和 55 年 5 月 9 日一部改正 昭和 57 年 6 月 4 日一部改正 昭和 60 年 5 月 17 日一部改正 平成 5 年 5 月 18 日一部改正 平成 7 年 5 月 17 日一部改正 平成 9 年 5 月 17 日一部改正 平成 12 年 5 月 27 日一部改正 平成 16 年 5 月 29 日一部改正 平成 17 年 5 月 28 日一部改正 平成 18 年 5 月 27 日一部改正 平成 24 年 5 月 26 日一部改正 平成 27 年 5 月 30 日一部改正 平成 28 年 5 月 28 日一部改正 平成 30 年 5 月 26 日一部改正 令和元年 5 月 25 日一部改正 令和 4 年 5 月 28 日一部改正 令和 5 年 5 月 20 日一部改正 (第 3 条_入退会について)